

《島牧村》季節性インフルエンザ予防接種 費用助成のお知らせ

○ 助成対象接種期間 令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（金）

1. 接種場所 島牧診療所（事前の予約は必要ありません）

島牧診療所では、10月1日（火）より接種が可能となります。

また、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザワクチンは同じ日に接種することができます。

2. 接種のときに持参するもの

- (1) 住所、氏名、生年月日を確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）
- (2) 下記の助成対象区分が確認できるもの（母子健康手帳、身体障がい者手帳、生活保護受給者証明書等）

3. 助成の対象となる方

助成対象者区分	接種回数 (助成対象)	村助成金額 (助成上限額)	診療所での 支払い金額
①生後6か月以上13歳未満の方（※1） （小学生以下）	2回	1回目 3,000円 2回目 3,000円	0円 (自己負担なし)
②2歳以上未就学児（小学校入学前まで）の方で、経 鼻ワクチン接種を希望する方【R6新規】	1回 (左右の鼻腔に接種します)	7,000円	
③13歳以上16歳未満の方（※1） （中学生）	1回 医学的な理由から、医師が2回 必要と判断する場合があります	3,000円	
④65歳以上の方		1,500円	1,500円
⑤60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能 に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する 者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど 不可能な障害を有する方（※2）			
⑥生活保護世帯（※3）		接種費用全額	0円 (自己負担なし)
【助成対象外となる方】 ・高校生相当の年齢以上65歳未満の方 ・医療従事者、消防隊員及び救急隊員		助成対象外	3,000円

※1 16歳未満の方または妊婦の方は、母子健康手帳を持参し接種時に提示してください。

※2 心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいのある方で、身体障がい者手帳を保有されている方は手帳を持参し接種時に提示してください。

※3 生活保護世帯の方は、生活保護受給者証明書または保護決定通知書を持参し接種時に提示してください。

※4 未就学児の方は、従来のワクチンを接種するか、経鼻ワクチンを接種するか選択できます。
ワクチンの詳細などは村ホームページに掲載していますので、ご確認をお願いいたします。

※65歳以上で島牧診療所以外の医療機関にて接種を希望される方は裏面をご確認ください

＜お問合せ先＞ 島牧村役場 福祉課保健指導係（0136）75-6001

予防接種を受ける前に、必ずお読みいただき、十分理解したうえで接種を受けてください。

1 インフルエンザの予防 ～予防には流行前に予防接種を受けることが有効です～

インフルエンザが流行してきたら、慢性疾患を持っている方や疲れている方、睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。日頃から十分な栄養や休憩をとることも大事です。乾燥しやすい室内では加湿器などで十分な湿度（50～60％）を保つことも効果的です。外出時のマスクや帰宅時のうがい・手洗いは普通の風邪の予防にも有効です。

2 インフルエンザワクチンについて

インフルエンザワクチンの接種後、免疫がつくまでに2週間程度かかります。ワクチンの免疫効果は約5か月といわれており、流行する前（例年、流行は12月～3月が中心）の接種が非常に効果的です。

インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、毎年流行が予測されるウイルスにあったワクチンを製造しています。そのため、毎年予防接種を受けておくことが大切です。

3 予防接種を受ける前に ～必ずお読みください～

(1) 一般的な注意事項

- ア インフルエンザの予防接種は、接種の義務はなく、ご本人が接種を希望する場合にのみ予防接種を行いますので、十分に納得してから接種を受けてください。
- イ 認知症状等があっても最終的にご本人の意思確認ができなかった場合には、予防接種法に基づく接種を受けることはできません（家族又はかかりつけ医の協力を受け、本人の意思確認をしてください）。
- ウ 村外の医療機関で接種を希望する際には、島牧村が発行する「予防接種実施依頼書」が必要となりますので、福祉課へお問い合わせください（高齢者の方）。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ア 明らかに発熱（37.5度以上）のある方。
- イ 重篤な急性疾患にかかっている方。
- ウ インフルエンザワクチンの接種液の成分によって、アナフィラキシー（※）を起こしたことがある方（アナフィラキシー：通常、接種後約30分以内に起こる激しいアレルギー反応のことです）。
- エ これまでにインフルエンザ予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方。
- オ その他、医師が不適当な状態と判断した方。

(3) 予防接種を受ける際に、担当医とよく相談しなくてはならない方

- ア 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を持つ方。
- イ 過去にけいれんの既往歴のある方。
- ウ 過去に免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。

(2) エ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方。

- オ インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対しアレルギーを呈する恐れのある方。

(4) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ア 接種後30分間は急な副反応が起こることがあるため、医師に連絡を取れるようにしましょう。
- イ インフルエンザワクチンの副反応は24時間以内に出現するため、この間は体調に注意しましょう。
- ウ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこするのはやめましょう。
- エ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

4 インフルエンザ予防接種の副反応

接種部位の発赤、腫脹、疼痛などが主な副反応です。全身反応としては発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐・嘔気、下痢、関節痛、筋肉痛等がありますが、通常2～3日中に消失します。過敏症としてまれに発疹、じんましん、湿疹、紅斑、多形紅斑、そう痒感などがあります。また、ごくまれにアナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギランバレー症候群、けいれん（熱性けいれんを含む）、肝機能障害、喘息発作などの報告があります。

接種後、上記のような症状を感じたら医師の診察を受けてください。その他、分からないことがある場合は保健指導係へお問い合わせください。

5 予防接種健康被害救済制度について

島牧村が実施する予防接種の副反応により治療が必要になった場合等の健康被害が生じた場合、高齢者等（定期接種者）の方には予防接種法により健康被害救済制度が適用されます。高齢者等以外の方には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による健康被害救済制度が適用されます。

【お問い合わせ】 福祉課保健指導係 電話 0136-75-6001
島牧診療所 電話 0136-75-6100

【65歳以上の方のうち島牧診療所以外の医療機関で接種を希望される方について】

1. 手続きが必要な方

65歳以上の方または60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害を有する方（助成対象区分③の方）のうち、島牧診療所以外で接種を希望される方。

2. 手続きについて

別紙の「《高齢者向け》季節性インフルエンザ予防接種のお知らせ」をお読みいただき、接種の1週間前までに手続きをしてください。

この手続きは、予防接種の副反応により、医療機関で治療が必要になった場合や生活が不自由になった場合（健康被害）のための救済措置（予防接種健康被害救済制度）を利用するために必要な手続きです。また、島牧村の予防接種費用の助成を受けるためにも必要です。

島牧診療所以外の医療機関で接種を希望される方は、「予防接種実施依頼書」の交付を受けてから接種するようご注意ください。